

## ② 11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。子育てに悩みや不安を感じたら、1人で抱え込まず、身近な専門機関などに相談しましょう。また、虐待と思われる子どもや家庭を知ったときには、通告の義務があります。

連絡された内容に関する秘密は守られますので、安心してご相談ください。

### 【24時間対応】

- ・児童相談所全国共通ダイヤル TEL 189 (いちはやく)
- ・いばらき虐待ホットライン TEL 029-322-0293

### 【平日：午前8時30分～午後5時15分】

- ・茨城県中央児童相談所 TEL 029-221-4150
  - ・笠間市子ども福祉課 TEL 0296-77-1101
  - ・笠間市家庭児童相談室 TEL 0296-70-5411
  - ・笠間警察署（生活安全課） TEL 0296-73-0110
- 問 子ども福祉課（内線 165）

## ③ 要介護（要支援）認定を受けている方は税控除を受けられる場合があります

### 【障害者控除】

65歳以上で、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症などの状態にある方については、障がい者に準ずるものとして認定されると「障害者控除」の対象となり、一定額の所得控除を受けることができます。控除を受けるには、福祉事務所長が交付する「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は申請を行い、事前にご用意ください。

**申請対象者** 65歳以上で、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方

※平成22年以降に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。

### 【おむつ代の医療費控除】

寝たきりの方が使用するおむつ代については、医療費控除の対象となりますが、控除を受けるためには確定申告の際に「おむつ代の領収書」と、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

要介護（支援）認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で控除を受けることができます。確認書が必要な方は申請を行い、事前にご用意ください。

**申請対象者** 要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方

※昨年以前に確認書の発行を受けた方でも、本年の申告用に改めて確認書が必要です。

### 【申請について】

**申請方法** 対象の方の印鑑を持参のうえ、窓口直接お申し込みください。

**申請期限** 12月27日（金）

**申請場所** 高齢福祉課、各支所福祉課

※認定証・確認書の交付にあたっては、要介護認定調査時の主治医意見書を用いて確認を行います。

意見書の内容によっては、認定証および使用証明書が交付できないことがありますのであらかじめご了承ください。

※期限後も申請を受け付けますが、交付が遅れる場合もあります。

**申・問** 高齢福祉課（内線 171） 笠間支所福祉課（内線 72132） 岩間支所福祉課（内線 73174）  
税の控除に関して：税務課（内線 113）